平成３１年第１回（３月）上越市議会定例会

文教経済常任委員会資料【所管事務調査】

上越市いじめ防止基本方針について

上越市いじめ防止基本方針の改定について　・・・・・・・　1

上越市いじめ防止基本方針の修正等の概要　・・・・・・・　2～30

上越市いじめ防止基本方針　・・・・・・・　別冊

教育委員会

所管委員会	文教経済常任委員会
提　出　課	学校教育課

上越市いじめ防止基本方針の改定について

1　改定の背景

・国は施行後3年をめどに現状や課題を整理し、平成29年3月に基本方針を改定。県は「国の基本方針」等を参酌し、平成30年2月に基本方針を改定した。

・上越市も施行後3年を経過し、国や県の基本方針を参酌するとともに、成果と課題に応じた基本方針に改定する必要がある。

2　成果

・上越市いじめ防止基本方針により、学校、保護者、地域住民、市教委、教育関係機関等が協働し、いじめ防止等に対して計画的、組織的に対応できるようになってきた。

・いじめを見逃さない意識が高まるとともに、教師の見取り、学校の組織的な取組が機能し、いじめの認知件数が増加している。（上越市の児童生徒のいじめ認知件数は、平成25年は148件、平成29年は332件で2倍以上増加した。）

3　課題

・いじめの早期発見ができず、いじめへの対応が遅れた事例がある。

・いじめ対応において、担任が一人で対応したために、組織対応が遅れた事例がある。

・1学期中、学校いじめ防止基本方針をWEBで公開していた学校は、72校中32校であった。

・今後、新採用教諭が増加し、学級経営、いじめ対応に対するスキル等を育成する必要がある。

・いじめの認知件数の増加は、いじめの発生件数の増加と捉えることもできる。さらに、いじめの未然防止、早期発見、早期解決への対応を強化する必要がある。

4　主な改定のポイント

○匿名によるアンケート、自宅でのアンケート記入、担任以外の教員が対応する相談窓口の開設等による早期発見・早期解決の工夫

○いじめ防止等のための資質・能力を教員に育成するための校内研修の年複数回の実施

○「インターネット上でのいじめ」に関する項目を、アンケートや教育相談の内容に追加

○「学校いじめ防止基本方針」へ、年間を通じた具体的ないじめの組織対応内容を明記

○学校評価、教員評価の評価項目に、いじめ防止等に関する内容を設定

○「学校いじめ対策組織」の構成員や活動内容を、児童生徒、保護者、地域住民へ確実に周知

○「いじめが解消している」状態の定義と、いじめが解消している状態になるまでのいじめを受けた児童生徒の徹底的な保護

5　今後のスケジュール（予定）

・3月6日　文教経済常任委員会（所管事務調査）

・3月中旬　上越市校長会等関係団体へ基本方針を周知

・4月から　運用開始

上越市いじめ防止基本方針の修正等の概要

1　文教経済常任委員会所管事務調査

○開催日　　平成30年11月9日(金)

○配布資料　　・上越市いじめ防止基本方針の改定について

・上越市いじめ防止基本方針の法的根拠と位置付け

・上越市いじめ防止基本方針

・上越市いじめ防止基本方針　新旧対照表

○反映した意見　　1件

2　パブリックコメントの実施

○実施期間　　平成30年11月15日(木)～平成30年12月14日(金)

○公表資料　　上越市いじめ防止基本方針

○寄せられた意見　　16件（2人）

【内訳】

項目	意見数
第1　いじめ防止等の対策の基本的な方向	3
第2　いじめ防止等のために市及び教育委員会が実施する施策	5
第3　いじめ防止等のために学校が実施すべき施策	4
第4　重大事態への対応	3
全体	1
合　　計	16

○意見の反映数　　3件（うち一部反映2件）

【内訳】

基本方針（案）に対する意見	反映した意見	1
	一部反映した意見	2
	反映しなかった意見	5
	すでに基本方針に記述済の意見	6
その他の意見		2
合　　計		16

3　関係機関への意見聴取

○実施期間　　平成30年10月22日(月)～平成30年11月22日(木)

○公表資料　　上越市いじめ防止基本方針

○寄せられた意見　　98件（41人）

【内訳】

項目	意見数
第1　いじめの防止等の対策の基本的な方向	8
第2　いじめ防止等のために市及び教育委員会が実施する施策	25
第3　いじめ防止等のために学校が実施すべき施策	32
第4　重大事態への対処	1
資料　上越市のいじめの実態とその背景	7
全体　いじめ防止基本方針全体に対して、または、関連した内容	25
合　計	98

○意見の反映数　　40件（うち一部反映3件）

【内訳】

基本方針に対する意見	反映した意見	37
	一部反映した意見	3
	反映しなかった意見	18
	すでに基本方針に記述済の意見	6
その他の意見		34
合　計		98

4　その他

基本方針に示す趣旨がより明確になるために、文章表現等の修正を行った。

1　文教経済常任委員会所管事務調査の意見を踏まえた修正　1件

<table>
<tr><th>ページ</th><th>該当箇所</th><th>ご意見（要約）</th><th>対応状況</th><th>市の考え方</th><th>修正後</th></tr>
<tr><td>P21
P22</td><td>資料-1</td><td>いじめの認知件数の推移、その原因等を記述してほしい。</td><td>反映</td><td>平成26年度から平成29年度までのいじめの認知件数の推移を加筆します。また、いじめの認知件数が増加した原因について、説明を加えます。
なお、いじめの特徴や傾向、対応の仕方等は、学年別のいじめ認知件数、月別の認知件数、いじめの態様の傾向、いじめ認知のきっかけから分析し、市の基本方針改定の参考にしています。</td><td>1　いじめの認知件数の推移
平成26年度から平成29年度までのいじめの認知件数は、次のとおりです。
<table>
<tr><th></th><th>平成26年度</th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th></tr>
<tr><td>小学校</td><td>86件</td><td>111件</td><td>192件</td><td>223件</td></tr>
<tr><td>中学校</td><td>75件</td><td>92件</td><td>86件</td><td>103件</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>161件</td><td>203件</td><td>278件</td><td>326件</td></tr>
</table>
いじめの認知件数は年々増加しています。平成26年度と平成29年度と比べると、約2倍に増加しました。この増加を、いじめの発生件数が単に増加しているのではなく、各学校が、市の基本方針に従い、いじめの早期発見、早期対応にしっかりと取り組んできた結果であると捉えています。
いじめの認知は、いじめ防止対策推進法第2条の「いじめの定義」に基づいて行っています。「当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じた場合」、いじめとして認知します。したがって、社会通念上、いじめとは言わないような行為、例えば「ごく初期段階のいじめ」「好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合」等も、いじめとして認知しています。

＜ごく初期段階のいじめの具体例＞
省略

＜好意から行ったが、意図せずに相手を傷つけた場合の具体例＞
省略

法律上のいじめに該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で生活を送る上で発生するものが多いと考えられます。したがって、いじめの認知件数が増加しているのは、児童生徒、保護者、地域住民、教職員のいじめを見逃さない意識が高まるとともに、児童生徒間の些細なトラブルも見逃さないように、学校が組織的にいじめの早期発見、早期対応に取り組んでいる成果であると考えられます。
なお、その今までの取組の成果の一つとして、いじめの重大事態は発生していません。</td></tr>
</table>

2　パブリックコメントの実施

○寄せられた意見を踏まえた修正　3件

ページ	該当箇所	ご意見（要約）	対応状況	市の考え方	修正後	修正前
P13	第3-3-(3)	謝罪・和解の会を開くことが、関係を悪化させる場合も考えられるので、「必要に応じて」といった柔軟な対応もあるのではないか。	反映	いじめを受けた児童生徒が関係修復を望んでいない場合、または、いじめを行った児童生徒が深い反省と謝罪の気持ちを十分にもちえてない場合、謝罪・和解をさせることが余計に関係を悪化させる原因になることもありうると考えます。目的は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒の本当の関係修復であり、謝罪・和解の会をすること自体が目的ではありません。「～謝罪や和解の場や方法を検討し、最善策を講じます。」に修正します。	いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒の関係修復が図られるように、教職員や保護者等で協力し、謝罪・和解の場や方法を検討し、最善策を講じます。（下線部修正）	いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒の関係修復が図られるように、教職員や保護者等で協力し、謝罪・和解の会を開きます。

ページ	該当箇所	ご意見（要約）	対応状況	市の考え方	修正後	修正前
P1 P4	第1-2-(1) 第1-3-(3)-②	「教職員・外部コーチ・保護者」等の大人の行為や言動が子供のいじめを強く誘発・助長する恐れがあるので、いじめの定義に追加するべきである。「インターネットを通じて行われるいじめ」も、いじめの定義に追加すべきである。	一部反映	いじめの対象は、いじめ防止対策推進法第2条の規定により、あくまで児童等間によるいじめを定義しております。また、「インターネットを通じて行われるいじめ」は、いじめの定義に記載されています。なお、「教職員・外部コーチ・保護者」は、児童生徒を健全に育成する立場にあり、「いじめを強く誘発・助長する」ような言動は許されるものではないことから、「第13 (3)保護者として②」に、「また、我が子の前で他児童等を批判するなど、いじめを誘発・助長する可能性があるような言動はしません。」を加筆します。	自分の子にいじめをしてはならないことを教えるとともに、規範意識や他を思いやる心を育てます。また、我が子の前で他児童等を批判するなど、いじめを誘発・助長する可能性があるような言動はしません。（下線部追記）	自分の子にいじめをしてはならないことを教えるとともに、規範意識や他を思いやる心を育てます。

ページ	該当箇所	ご意見（要約）	対応状況	市の考え方	修正後	修正前
P17	第4-1-(1)-ウ	「ウ　その他の場合」の定義が曖昧なので補足説明が必要である。また、申し出の方法や、保護者への回答の仕組みも必要である。	一部反映	重大事態の定義は、「(1)　①　アイ」となります。「ウ　その他の場合」は定義ではなく補足説明に当たりますので、「児童生徒や保護者から、いじめられていて、上記アやイの重大事態に至ったという申し出があったとき」に修正します。児童生徒や保護者から、重大事態に至ったという申し立てがあったときは、正式な書面での申し込みがあるなしに係わらず、「重大事態が発生したものとして、教育委員会が学校と連携して調査し、調査結果を保護者に報告します。」に修正します。	児童生徒や保護者から、いじめられていて上記アやイの重大事態に至ったという申し出があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして，教育委員会が学校と連携して調査し、調査結果を保護者に報告します。（下線部修正）	児童生徒や保護者から、いじめられていて重大事態に至ったという申し出があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たります。

○反映しなかった意見　5件

ページ	該当箇所	ご意見	市の考え方
P5	第2	いじめを放置する、いじめを黙認する教職員、言葉による教職員のいじめ、部活動等でのハラスメント、教職員を守るために隠蔽する学校が全国で多発していると報道されています。「いじめ防止対策推進法」「新潟県いじめ防止基本方針」「上越市いじめ防止基本方針」、そして各学校が定める「学校いじめ防止基本方針」という大切な法律やルールがありますが、教師によってないがしろにされてることもあります。まずは現場の教職員が趣旨を正しく理解し、強い使命感を持つことが重要だと思います。いじめ防止対策推進法第23条では、教職員には適切な措置をとるものと明記されています。現状、罰則規定がないと、ルールがないがしろにされてしまうので、いじめを隠蔽や対応しなかった場合、罰則規定を条例で制定した方がいいと思います。	今回の改定で、「第2　2　(12) いじめ防止に対する教員評価への指導・助言」において、教職員の評価として、いじめ防止対策等の取組状況を積極的に評価するように加筆しました。また、いじめの隠蔽や不適切な対応などいじめ防止対策推進法等を遵守しない場合は、地方公務員法第32条（職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。）に違反しますので、処罰の対象となります。処罰は、新潟県の懲戒処分の基準に基づき行われることから、新たに罰則規定を条例で制定する必要はないと考えます。
P8	第2-1-(10)	「(10)　いじめを行った児童生徒への対応」についてです。「出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じるよう学校を指導し、当該児童生徒の立ち直りを支援します」とありますが、「上越市いじめ防止基本方針」（案）、はじめにでも「いじめは、決して許される行為ではありません。」と明記されています。いじめの加害者は厳重に指導するべきであって、「支援」の言葉は適切ではないと思います。９ページ「１　学校いじめ防止基本方針の策定」にも「いじめを行った児童生徒への支援を･･･」も同様です。いじめの加害者は厳重に守られていますが、支援すべきは、被害者の方だと思います。	出席停止は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられています。学校教育法第35条4項では、「市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。」となっており、いじめを行った児童生徒に対する学習権の保証や、二度といじめを行わなせないために内省させるための支援等が必要となります。

ページ	該当箇所	ご意見	市の考え方
P11	第3-2	「２　いじめの防止等の対策のための組織の設置」についてです。 組織の構成が、※7では学校の管理職や主幹教諭･･･となっており、学校関係者だけの組織と読み取れます。その下の「対応する事案の内容に応じて医師、心理や福祉の専門家･･･」等ありますが、学校関係者だけでは教職員を守るための組織ともなりかねないので、最初から第三者が入れるように、公平な組織にするべきだと思います。	学校いじめ対策組織は、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の要となる組織であり、まず、教職員が中心となって即時対応することが大切であると考えます。また、学校訪問カウンセラー、心理や福祉の専門家などの協力を得て、早期解消ができるように取り組んでいきます。なお、学校は、いじめを認知した場合、教育委員会へ報告することになっており、学校が公平公正にいじめ事案に対して対応できるように監督・指導をしてまいります。
P16	第4	「内部通報制度、また内部通報者の利益を守るための条例制度」の提案です。 他の教員から見て、明らかに重大事態と分かっているのに、上司の判断で、どうすることも出来ない状態があるそうです。児童生徒を守るために通報ができ、通報者の利益を守る事ができる制度です。緊急性の高い事態が想定されますので、通報先も、介入する権限を持った第三者的な公平な組織であるべきだと思います。	公益通報者保護法により、法令違反行為等について内部通報することに関して、教職員は保護されています。当市では、通報があった場合は、上越市内部に設置している公益通報調査委員会において調査されます。

ページ	該当箇所	ご意見	市の考え方
P18	第4-1-(2)-②-エ	学校及び教育委員会の調査・・・(2)学校による調査　②項　エ「因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する」となっておりますが、「初動調査」の重要性から、同時進行とすべきであり、この間の重大事態の事例から、第3者委員会による特定が1年或いは2年後になってしまい、あらゆる面で、保護者に大きな負担をかけているのではないでしょうか。見守り活動をしながら、この子ども達が、健やかに成長することを願いつつ、「いじめ」とは無縁の楽しい学校生活が送れるよう、願っているものです。	重大事態といじめとの因果関係の判断は、いじめの状況や当該児童生徒の状態等により判断が難しい場合が多いと思われます。また、専門的な知識が要求される場合も多いと考えられます。学校による初動調査をしっかりと行い、客観的な事実関係を確認してから、重大事態といじめの因果関係について判断することが大切であると考えます。なお、重大事態に対しては、上越市いじめ防止基本方針で規定しているとおり、速やかに初動調査を行うとともに、第3者委員会による調査を速やかに行います。

○すでに記述済の意見　6件

ページ	該当箇所	ご意見	市の考え方
P1	第1-1	「1　いじめの防止等の対策に関する基本理念」についてです。 「いじめを認知した場合は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが最優先であるという認識を共有し、市、学校、家庭、地域、関係機関等が連携していじめ問題の克服に取り組みます」とありますが、「いじめを認知した場合」「いじめに該当するか否かを判断するに当たり･･･」、「早期発見に努め、認知した場合は深刻化させないよう･･･」には、誰が認知するのか、主語が曖昧だと思います。	いじめの認知は、「第3　2　(1)⑤」のとおり、学校いじめ対策組織が行います。
P3	第1-3-(2)-⑥	「いじめの防止等に向けた基本的な考え方(2)学校として」についてです。 「⑥学校がいじめの疑いを発見し、通報を受けた場合は、虐待の恐れ等特別な事情がない限り、いじめを受けたとされる児童生徒の保護者に、いじめの態様等を説明し、見守りや支援を依頼する等、連携を図ります。また、いじめを行ったとされる児童生徒についても、いじめを認知した時点で同様の対応を行います。」とありますが、いじめを行ったとされる児童生徒には「同様の対応」ではなく、厳重に指導するべきだと思います。	「第1　2　(2)　⑥」は、いじめの疑いを発見し、通報を受けた時の保護者との連携について記載しております。ここでいう「同様の対応」とは、いじめの態様等を説明し、見守りや支援を依頼する等です。なお、「支援」の中には、「いじめを行った児童生徒の指導については、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの責任を十分に自覚させるとともに、当該児童生徒が抱える問題などにも目を向け、健全な人格の発達に配慮します（第11）」と記されているとおり、いじめを行った児童生徒の保護者も「厳重に指導する」ことが含まれています。
P5	第2-1	これまでの（報道された）、いじめによる「重大事態」の調査結果では、子どもからの相談や訴えが、或いは保護者から相談があったにも関わらず、現場での初期把握の遅れが、強く感じられます。個人で、学校内部で、或いは教育委員会内部で対応しようとするあまり、初動が遅れた結果、子どもや、保護者に切ない思いをさせないでほしいと思います。その為に、委員会のメンバーには、教育の世界と、「全く無縁の委員」を加えていただきたいと思います。	市では、重大事態が発生した場合、速やかに市長へ報告するようになっています。そのため、初動対応の遅れが起こりにくいシステムとなっています。また、学校による初期調査結果は、教育委員会から直ちにいじめ防止対策等専門委員会に報告され、速やかに調査を開始することになっています。なお、委員会のメンバーは、「弁護士、精神保健に関し学識経験を有する医師、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める第三者」で構成しています。

ページ	該当箇所	ご意見	市の考え方
P5	第2-1	「いじめ防止対策推進法」により設置が定められている「上越市いじめ問題対策連絡協議会」、「上越市いじめ防止対策等専門委員会」、「上越市いじめ問題再調査委員会」はあります。いじめで苦しんでいる児童生徒が、学校に言っても解決できない時、第三者に相談できる窓口があることや、その第三者が中立・公平の立場で、いじめの調査を行うことができる組織を上越市独自の施策とするべきだと思います。	いじめに関する相談窓口として、学校訪問カウンセラー、子どもほっとライン、24時間子どもSOSダイヤル、新潟いじめ相談電話、新潟県いじめ相談メール、いじめ対策ポータル等があります。今後も、児童生徒は基より保護者等へ相談窓口について周知徹底を図ってまいります。また、上越市いじめ防止対策等専門員会、上越市いじめ問題再調査委員会は、第三者委員会として、いじめの調査を行います。
P10	第3-1-(2)-⑧	学校いじめ防止基本方針の策定･･･マニュアルを定め、チェックリストの作成等を織り込んだ基本方針を策定し、⑧項で、「策定した基本方針については児童生徒、保護者、地域住民が容易に確認できるようにする」とありますが、是非そのようにお願い致します。	策定した学校いじめ防止基本方針は、各学校が、ホームページ、学校便りへの掲載、さらに、入学時、各年度の開始時での集会や総会時に、児童生徒、保護者、関係機関等に説明を行います。
P13	第3-3-(2)-②	いじめの実態把握・アンケート調査は有効ですが、学校が独自に行うアンケートだけでは、教職員や学校による隠蔽が生じる可能性があります。いじめの疑いがあると思われる声があれば、教育委員会が主体となり、学校を調査する仕組みにすることも重要だと思います。	保護者や地域の方々から、いじめの疑いと思われる情報が教育委員会に報告された場合は、「学校に直接報告できない事案」と捉え、解決が困難ないじめ事案であると受け止め、指導主事等を派遣し、現在でも、調査や解決策を検討し、学校へ指導を行っております。（第2　2　(9)解決が困難ないじめ問題に対する支援）

○その他の意見　2件

ページ	該当箇所	ご意見	市の考え方
P5	第2-1	組織として、①上越市いじめ問題対策連絡協議会、②いじめ防止対策等専門委員会、③いじめ問題再調査委員会を常設されるようですが、会議の開催頻度を定められたら如何でしょうか。（会議開催要項等）	①上越市いじめ問題対策連絡協議会は、現在、年2回開催しています。②いじめ防止対策等専門委員会は、年1回開催しています。③いじめ問題再調査委員会は、市長の要請により重大事態を再調査を行うための委員会ですので、定例開催は行っていません。協議会等の開催は、必要に応じて開催していることから開催回数を定める考えはありません。
全体	全体に関して	全国的に、いじめの認知件数が増加傾向にあり、その形態も言葉や無言で、或いは態度であったり、個人であったり、集団であったり、そして表に出にくいネット上であったりしており、現場での把握は困難なものと思われます。今回の改定（案）を一読させていただく限り、定められた規定を、文言通りに対応され、現場の目、関係者の気働き、関係委員会が十分に機能すれば、いじめによって「重大事態」に至り、尊い命を絶つ悲劇は、避けられるものと思います。しかしながら、全国でも、或いは県内でも「重大事態」が発生しております。県内の事例では、第三者委員会によって、「いじめ」が原因であったという調査結果が出るまでに1年、或いはそれ以上かかっているようです。上越市では、「重大事態」0件とし、悲劇を絶対に発生しないよう、お願い致します。	上越市いじめ防止基本方針を周知し、各学校の学校いじめ防止基本方針にその主旨を反映させるとともに実効性を確保することにより、重大事態が起こらないよう努めて参ります。

3 関係機関への意見聴収

○意見を踏まえた修正　40件

ページ	該当箇所	意見	対応状況	市の考え方
目次	目次	上越市いじめ防止等→上越市いじめ防止対策等	反映	「上越市いじめ防止対策等」に修正します。
P3	第1-3-(2)-②	(2)学校として②いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動を支援することにより、とした方がよいのではないか。	反映	「考え、議論する活動を支援する」に修正します。
P3	第1-3-(2)-②	1　3（2）②ここだけ文末が「～ようにします」と揺らぎがあります。「土壌をつくる」と言い切ってはいかがでしょう。	反映	「土壌をつくります」に修正します。
P3	第1-3-(2)-⑥	⑥保護者へのいじめの説明について”学校がいじめを認知した場合には、組織でいじめの事実確認に努め、その事実（現状報告）は当日中に保護者に説明する”というように当日中の保護者への説明が原則（努力義務）であると思っています。	反映	「当日中に」を加筆します。
P3	第1-3-(2)-⑥	(2)⑥「学校が」→「学校は」にすることで、態様等の説明、依頼する、連携を図る主体がはっきりするのではなかいか。	反映	「学校は、～場合、」に修正します。
P5	第2-1-(2)-①②	第2　1組織の設置(2)①②の末尾表現のそろえたほうがよいのでは。	反映	「調査研究、及び審議」に修正します。
P5	第2-1-(2)(3)	(2)　上越市いじめ防止対策専門委員会の設置、(3)上越市いじめ問題再調査委員会の設置 会の構成メンバーとして、「弁護士、精神保健に関し学識経験を有する医師、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める第三者で構成」とあります。私自身がメンバーとしてはいらせていただいている経緯として新潟県の臨床心理士会からの推薦であったかと思います。その他の必要と認める第三者に当てはまるかと思いますがが、いじめの防止等の対策のための組織の配置において「医師、心理や福祉の専門家・・・」とあるので、整合性という面でも、「弁護士、精神保健に関して学識経験を有する医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等、教育委員会が必要と認める第三者で構成」ではいかがでしょうか。	反映	「弁護士、精神保健に関して学識経験を有する医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等、教育委員会が必要と認める第三者で構成」に修正します。

ページ	該当箇所	意見	対応状況	市の考え方
P6	第2-2-(1)	「2　いじめ防止に向けた市及び教育委員会の施策」「(1)豊かな心を育む教育の推進」に、上越市が進めている「子どもの権利学習」の一層の推進についての記述があってもいいのではないかと思います。	反映	(1)①に「子どもの権利学習」を加筆します。
P6	第2-2-(1)-①	2　いじめ防止に向けた市及び教育委員会の施策(1)①　学校訪問等で「誰を」指導するのか。	反映	「学校に指導します。」に修正します。
P6	第2-2-(1)-②	2　いじめ防止に向けた市及び教育委員会の施策(1)②　「誰」に対して支援を行うのか。	反映	「～活動に対する支援を、学校に対して行います。」に修正します。
P6	第2-2-(2)-①	2　いじめ防止に向けた市及び教育委員会の施策(2)①　「誰」に指導するのか。	反映	「学校に」を加筆します。
P6	第2-2-(3)-③	(3)　教員の指導力向上のための支援について ③”全ての教職員の共通理解を図るために、年複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施するように指導します”を指導だけでなく支援を含め、”指導・支援します”といった内容が良いのではないかと思っております。	反映	「指導・支援します」に修正します。
P6	第2-2-(3)-③	2　いじめ防止に向けた市及び教育委員会の施策(3)③　「誰」を指導をするのか。	反映	「学校を」を加筆します。
P6	第2-2-(4)-①	2　いじめ防止に向けた市及び教育委員会の施策(4)①　「誰」に対して指導・助言をするのか。②のように「学校に働きかけます」と明確に表現されているように文章を整理する必要があるのではないか。	反映	「学校に」を加筆します。また、「指導・助言」に揃えます。
P7	第2-2-(5)-①	2　いじめ防止に向けた市及び教育委員会の施策(5)①　「誰」を指導するのか。	反映	「学校に」を加筆します。

ページ	該当箇所	意見	対応状況	市の考え方
P7	第2-2-(7)	(7)相談に係る組織的運営・協働体制の構築 ①の2行目、「JASTを窓口として、すこやかなくらし包括新センター、スクールカウンセラー等の組織を効果的に活用できる体制」とあります。ここでいうスクールカウンセラー等の組織というのは教育センターの学校訪問カウンセラーの組織を指すのでしょうか。もし、文部科学省のスクールカウンセラー派遣事業による、中学校、一部小学校に配置されはじめているスクールカウンセラーを主に指すようであれば、組織というのはあてはまらないかと思いますので「すこやかなくらし包括支援センター、各学校に配置されているスクールカウンセラー等を効果的に活用・・・」の方が正確かと思います。	反映	「すこやかなくらし包括支援センター、各学校に配置されているスクールカウンセラー等を効果的に活用・・・」に修正します。
P8	第2-2-(8)-③	(8)③文の順序を入れ替える。「インターネット上の･･･早期対応できるように、児童生徒アンケートを･･･各校に指導助言を行います。」	反映	「インターネット上の･･･早期対応ができるように、児童・生徒アンケートを･･･各校に指導助言を行います。」に修正します。
P8	第2-2-(9)-①	(9)①文章の順序の入れ替え。「解決が困難ないじめ事案には、当該学校が調査をしたり、解決策を検討したりできるよう、指導主事等を派遣するなどの支援を行います。」	反映	「解決が困難ないじめ事案には、当該学校が調査をしたり、解決策を検討したりできるよう、指導主事等を派遣するなどの支援を行います。」に修正します。
P9	第2-2-(12)-②	(12) ②は教員評価というより、(11)の学校評価の内容ではないのか？	反映	「各学校に」を「校長に」に修正します。
P9	第3-1-(1)-②	「1　学校いじめ防止基本方針の策定」「(1)学校基本方針の内容」「②･･･学校基本方針が学校の実情に即して体系的・計画的に行われ、的確に機能しているか等･･･」を、「･･･学校基本方針に基づく取組が学校の実情に･･･7」にすること。	反映	「学校基本方針に基づく取組が学校の実情に」に修正します。
P10	第3-2	2　いじめの防止等の対策のための組織の設置 2行目ですが、学校内に設置するいじめ防止の組織の設置において、学校訪問カウンセラー等とあります。学校訪問カウンセラーが入っていない中学校のスクールカウンセラーにも入るように意識を高めていただけるとありがたいです。「学校訪問カウンセラー、スクールカウンセラー等」としていただけるとよいのではと思います。こちらも、先ほど書いたように上越市内で何か起きた時にお手伝いできるように明記されていると動きやすいかと思いました。	反映	「学校訪問カウンセラー、スクールカウンセラー等」に修正します。

ページ	該当箇所	意見	対応状況	市の考え方
P11	第3-2	「また、同委員会は」を「また、同対策組織は･･･」にすること。	反映	「同対策組織は」に修正します。
P12	第3-3-(1)-①	「(1)いじめの防止」の中に、「子どもの権利学習」の一層の推進を図ることを明記してもよいと思います。	反映	「子どもの権利学習」を加筆します。
P13	第3-3-(2)-④	「④･･･当該児童生徒にとって多大な勇気を要するものであると認識し、報告を受けた教職員は迅速に対応します。」を、「④･･･当該児童生徒にとって多大な勇気を要するものであると認識し、当該児童の心理的不安や自尊感情への配慮を図りながら、報告を受けた教職員は迅速に対応します。」にすること。	反映	「当該児童の心理的不安や自尊感情への配慮を図りながら」を加筆します。
P13	第3-3-(3)-①-エ	(3)エ「～謝罪・和解の会を開きます」とありましたが、聞くことが目的化するのは望ましくないと感じました。「～謝罪や和解の場や方法を検討し、最善策を講じます。」など、表記の工夫が必要だと考えます。	反映	「謝罪・和解をさせることが余計に関係を悪化させる原因」になることもありうると考えます。目的は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒の本当の関係修復であり、謝罪・和解の会をすること自体が目的ではありません。「～謝罪・和解の場や方法を検討し、最善策を講じます。」に修正します。
P14	第3-3-(3)-①-オ	(3)①「オ　いじめは単に謝罪をもって･･･いじめを受けた児童生徒が心身の苦情を感じていないことの2つの要件が･･･	反映	「感じていないこと」に修正します。
P14	第3-3-(3)-①-カ	（３）カについてです。オは安易に解消とせず「少なくとも３か月以上」という目安を国の基準をもとにして示しています。カでは重大な場合には「より長期の期間を設定します」とありますが「設定」という文言からはオと同様に行政機関が設定すると受け止められますがその解釈でよろしいでしょうか。学校が主語になっている事項もあり、設定するのは学校かとも受け取れますが、どのような基準で設定するのか迷うところだと思います。それを「学校いじめ対策組織」で決めるということなのでしょうか。オに脱字もあります。よろしくお願いします。	反映	「より長期の期間を設定します」は、学校が設定することですので「学校は」を加筆します。

ページ	該当箇所	意見	対応状況	市の考え方
P13-P16	第3-3-(3)(5)	内容に関する意見はありません。表記ミス等ですが、以下を反映願います。 （３）オ・・・「苦痛を感じていない」の「い」が落ちている （３）キ・・・「被害児童生徒」の「被害」を削除 （５）・・・「すこやかなくらし支援室等」を「すこやかなくらし包括支援センター」へ	反映	「苦痛を感じていない」「児童生徒」「すこやかなくらし包括支援センター」に修正します。
P14	第3-3-(3)-①-キ	(3)①キ　いじめを受けた被害児童･･･ここだけ被害が入っている。問題はないのか？	反映	「いじめを受けた児童」に修正します。
P14	第3-3-(3)-①-ケ	(3)①ケ　いじめが解決した･･･ここだけ「解消」ではなく、「解決」となっているが大丈夫か？	反映	「解消」に修正します。
P14	第3-3-(3)-②	(3)②「いじめを行った児童生徒に対しては人格の形成を旨として、家庭環境や障害特性に配慮しながら」の表記を、「当該児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら」等、県基本方針の表記に応じること。	反映	「当該児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら」に修正します。
P15	第3-3-(3)-③	「③いじめが起きた集団への働きかけ」の中に、「いじめを受けた児童生徒の気持ちを考え、いじめは絶対に許されないことであるとの認識を高める」の記述が欲しいです。	反映	「いじめを受けた児童生徒の気持ちを考え、いじめは絶対に許されないことであるとの認識を高める」を加筆します。
P16	第3-3-(4)-②	「(4)②」の文中に、「児童生徒が参加している各種スポーツクラブや団体等と連携し、いじめ防止への啓発・協働を推進する」の記述が欲しいところです。	反映	「児童生徒が参加している各種スポーツクラブや団体等と連携し、いじめ防止への啓発・協働を推進します」を加筆します。
P22	資料-2	資料　上越市のいじめの実態とその背景　2　小学校高学年での認知数の増加の項の下から3行目「児童を全面に出しながらも教員が・・・」とあります。分かりやすい表現で学校現場の日常ではイメージしやすいのですが、「全面にだしながらも」という表現が気になりました。「児童が中心となって活躍・・」などの表現についてご検討していただければと思いました。	反映	「児童が中心となって活躍しながらも」を加筆します。
P22	資料-2	いじめの定義から、いじめの認知件数が多くなるかと思いますが、P20、P21の「資料　上越市のいじめの実態とその背景」において、重大事態について触れられていません。どの程度重大事態が発生しているのか、その実態こそが重要かと思うのですが。	反映	平成26年度から現在まで、重大事態は発生していません。「上越市のいじめの実態とその背景」に、そのことを加筆します。

ページ	該当箇所	意見	対応状況	市の考え方
P22	資料-2	「資料　上越市のいじめの実態とその背景」の2の中段 ・「自尊感情を育てるために・・」とあるが、県と表現をあわせて、「自己有用感を育てるために・・・」としてはどうか。 ・「規範意識」や「自尊感情（自己有用感）」を育てることの重要性を述べていますが、県はいじめの未然防止のために社会性の育成を重視しています。そして、「規範意識」や「自己有用感」は、県が育てたい社会性として挙げている内容であることから、2の最後の行は、「規範意識」に限定せず、「道徳性や社会性をしっかり・・」としてはどうか。	反映	「自己有用感」「道徳性や社会性をしっかり」に修正します。
P24	資料-6	上越市のいじめの実態とその背景　6 いじめ認知のきっかけ きっかけとして本人からの訴え、保護者からの訴えなどの記述がありますが、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」では「アンケート調査など学校の取組により発見」が50%を超えているかと思います。本方針においてもアンケートを重視し早期発見というのであれば、ここにおいても例えば「本人からの訴え（アンケート等を含む）」などのように記載すると、アンケートの効果もいえるのではないかと思います。	反映	「（アンケート等を含む）」を加筆します。

ページ	該当箇所	意見	対応状況	市の考え方
P9	第2-1-(12)-②	(12)いじめ防止に対する教員評価への指導・助言②「いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、」を「いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、」に反映する。理由：教員が「いじめがある学級の担任はダメな教員である」という誤った認識をもたないようにしたい。教員評価を意識した担任等によるいじめ隠し、いじめ見逃しにつながりかねない表現を避けるため。	一部反映	「いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、」が誤解を招く可能性があるので、削除します。
P13	第3-3-(3)	(3)いじめへの対処について ①エ、オについて。エの謝罪、和解の会の実施後は、どういう指導、支援をするのかを記す必要がある。また、謝罪や和解が実効性を伴っていいるかどうかの評価基準を示す必要がある。オの”解決”の判断基準のより明確化、加害生徒（集団）の徹底したフォローアップが必要（具体的にどのようなフォローをするかも記す必要がある）。個々が甘いと、再発のリスクが高くなる。	一部反映	いじめを受けた児童生徒が心から関係修復を望んでいない場合、または、いじめを行った児童生徒が深い反省と謝罪の気持ちが十分でない場合には、謝罪・和解をさせることが余計に関係を悪化させる原因になることもありうると考えます。目的は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒の本当の関係修復であり、謝罪・和解の会をすること自体が目的ではありません。このようなことから「～謝罪や和解の場や方法を検討し、最善策を講じます。」に修正します。また、必要に応じて教育委員会と学校で協議の上、解決したかどうかの判断や加害児童生徒へのフォローアップを行います。
P21	資料-1	「認知件数」「解消件数」「取組中件数」そして、「解消割合」がセットでまとめる必要がある。	一部反映	「認知件数」を加筆します。認知されたいじめ事案は、必ず、解消するまで取り組んでいます。年度末等の「解消件数」「取組中件数」「解消割合」は、途中経過の数値であり、それぞれの事案の「解消件数」や「解消割合」を表すものではありません。加えて、その数値から現在の取組を評価することも難しいと考えますので、「解消件数」「取組中件数」「解消割合」をセットとして記述はしません。

○反映しなかった意見　18件

ページ	該当箇所	意見	対応状況	市の考え方
P1-P2	第1-2-(1)	「いじめ防止」として、いじめの定義、１、２、３、心理的物的な影響、これ以外もあると考えられる。このいじめの具体的な事例や内容をできるだけ多くカリキュラム化して定着させる必要があるのではないか。	反映不可	いじめの態様例はこれ以外にもあると考えられますが、いじめの態様は今後も様々に変化すると考えられますので、各学校がいじめの定義に基づき的確に判断することが肝要であると考えております。
P2	第1-2-(1)	※3　仲間はずれ仲間はずし又は、仲間からはずされる　　一般的には、「仲間はずれ」ですが、実際は、外されるわけですから。	反映不可	「はずし」の方が「はずれ」よりいじめのニュアンスとして正しいですが、「仲間はずれ」が一般用語として使用していることから修正は行いません。
P7	第2-2-(6)-①	２　いじめ防止に向けた市及び教育委員会の施策(6)①　「学校間において」→「学校間におけ<u>る</u>」。「･･･整理し、連携の･･･」→「･･･整理し、<u>学校間</u>連携の･･･」。	反映不可	「学校間において～連携の充実が図られるよう～」という文意なので、修正は行いません。
P8	第2-2-(8)-③	インターネット上でのトラブルやいじめに関するアンケート項目は、保護者アンケートにも盛り込み、親として時々点検することを促す必要があると思います。保護者のネットいじめ発見への協力。	反映不可	保護者がいじめを発見したり、いじめがあると思われたりしたときは、直接学校に連絡することになるので、いじめに関する保護者アンケートは必要ないと考えます。なお、学校のいじめ防止についての取組は保護者にも伝えていく必要があると考えております。
P8	第2-2-(9)-②	(9)解決が困難ないじめ問題に対する支援 ②の2行目で「カウンセラーを学校へ派遣したり」とあります。こちらは学校訪問カウンセラー限定であれば他の箇所でも学校訪問カウンセラーと書かれているので明記した方が良いかと思いました。 １つ前でも書いたように文部科学省のスクールカウンセラー派遣事業によるスクールカウンセラーも含め、緊急時には特別に様々な形でカウンセラーを派遣する可能性があるというので、「カウンセラー」と幅広い意味を残すために意図的に使っていたらすみません。P10(7)において相談員等という用語も用いられているので区別が分かりにくく思いました。	反映不可	文部科学省のスクールカウンセラー派遣事業によるスクールカウンセラー、すこやかなくらし包括支援センター等のカウンセラーも含んでいますので、幅広い意味を含めています。

ページ	該当箇所	意見	対応状況	市の考え方
P8-9	第2-2-(11)(12)	いじめ防止についての取組について教員、学校の評価に関係させる点をあまり強調してほしくない。取組、組織に力を入れて（ほしい。）一実績が上がらない様に（して）ほしくない。	反映不可	数値上のいじめを減らすことを目的にせず、実際の取組状況の教員評価、学校評価を行うことにより、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を推進してまいります。
P10	第3-2	「学校いじめ対策組織」のメンバーに、ＣＳ委員を加える必要はないでしょうか。検討ください。	反映不可	いじめ事案に対して即時対応が必要なことから、すべての学校の「学校いじめ対策組織」にＣＳ委員を必ず加えることには無理があると考えます。なお、「その他の関係者」として、学校の実情に応じて学校運営協議会委員を加えることは可能です。
P12	第3-3-(1)-③	３(1)③「自治的な能力や･･･努めます」は、いらないのではないか。主張の力点がずれている。	反映不可	自治的な能力や主体的な態度の育成が、いじめを生まない集団づくりに必要だと考えておりますことから削除は行いません。
P14	第3-3-(3)-②-ア	(3)②ア　「誰が」主体的に取り組むのか。「誰を」指導するのか。	反映不可	学校におけるいじめ防止等に関する取組ですので、学校の教職員がいじめを行った児童生徒を指導します。
P14	第3-3-(3)-②-イ	(3)②イ　「誰に」助言を行うのか。	反映不可	学校が「関係保護者」に助言を行います。
P15	第3-3-(3)-②-エ	(3)②エ　「誰を」指導するのか。	反映不可	「いじめを行った児童生徒」を指導します。
P15	第3-3-(4)-①	(4)①「連携強化が重要です」は政治家風。「図ります」とできないか。	反映不可	この文章は、家庭の重要性を述べているものです。具体的な対策は、ア、イに書かれておりますので修正は行いません。
P16	第3-3-(4)-②	(4)②「参画を促すことも有効です」→「促します」とはできないか。	反映不可	この文章は、地域との連携の重要性を述べているものです。具体的な対策は、ア、イに書かれておりますので修正は行いません。

ページ	該当箇所	意見	対応状況	市の考え方
P18	第4-1-(4)	情報公開という意味で、第三者委員会の報告書等をどのように取り扱うのか、その規定は入れておいてもよいのかもしれません。個人情報保護との観点から、法務担当部署と相談しながらも、それでも近年は公開するのが流れです。ここを明示することも視野に入れておかれるとよいのではないでしょうか。	反映不可	第4、１、(4)調査結果の提供において、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して情報を公開することになっています。その他、一般公開については、上越市の情報公開条例に基づき公開することになります。
P22	資料	「上越市のいじめの実態とその背景」を資料として後ろにもってくることに違和感を感じる。理由は255文字以内では書けません。	反映不可	改定に当たり重視したのは、「上越市のいじめの実態と背景」に基づき、基本方針を策定することです。そのため、基本的な実態は資料編に整理しました。
P22	資料	「･･･考えられます」という推測の表現が目立つ。認識したケースの内容を査定して、より客観的データを基にした分析が必要だと思います。	反映不可	客観的なデータを基に記述しています。いじめは、児童生徒の心理的側面が多く、原因を単一なものとして明確に特定できるものではありません。だからこそ、いじめを根絶する方法を明確に提示できない現状があります。大切なのは、現在の傾向から、可能性が高い原因等を推測し、いじめに対する対策を行うことであると捉えています。
全体		県教委やほかの機関との連携についても、もう少し触れてもよいのかもしれません。連携という意識を市は持っている、ということを示したいような気がします。	反映不可	重大事態等のいじめ案件に関しては、直ちに県教育委員会に報告し、県の基本方針等に基づき、指導や支援を受けることになっております。
全体		国の基本方針や県の基本方針等を踏まえて、より踏み込んだ基本方針という印象をもちました。教職員や保護者、児童生徒、地域社会がこの基本方針の趣旨を理解し、みんなでいじめをなくしていく契機になればいいなあと思っています。そのために、どのようにして周知・啓発し、機能させていくかが今後問われると思います。	反映不可	教育委員会が各学校に上越市いじめ防止基本方針を周知するとともに、その方針を基にして、各学校が学校いじめ防止基本方針を改正し、確実にいじめの未然防止、いじめの早期発見、早期対応に取り組むことができるように、指導・助言をしてまいります。

○すでに記載済みの意見　6件

ページ	該当箇所	意見	対応状況	市の考え方
P4	第1-3-(3)	(3)　④として、「いじめを正当化する理由はありません。まず、いじめられている子どもの立場に立って考えます。」を加筆する。親自身が、自分の子どもが加害であることを認めないケースがあります。つまり、いじめは理由によっては、肯定されるとの認識があり、それが子どもの考え方に影響を与えていますので。以上です。細やかな部分まで加筆されており、いじめ防止への強い思いが伝わりました。	記載済	(3)②「保護者として、自分の子にいじめをしてはならないことを教える」に含まれていることから修正は行いません。
P6	第2-2-(3)	第三者委員会のメンバー及び県の常設の委員も兼務しておりますと、市町村教委が主催する研修会で、いじめを設定しているかどうかが気になります。本基本方針では、「学校での研修を実施するように指導します」となっているのですが、市教委として主催する研修会の実施は、どうするのか記載がないように思いました。	記載済	２（３）教員の指導力向上のための支援①②で、指導力の向上、カウンセリング等の研修の充実を図ることを記載しています。
P7	第2-2-(5)-①	各学校のいじめについての状況は、各校の学校運営協議会で毎回必ず報告し、議題とすることを明示してほしい。	記載済	２（5)①に「学校運営協議会でいじめ対策について協議し」と記載しています。
P11	第3-2-(1)	①～⑥だけでなく「⑦関係機関との連携を図る」の記述が欲しい。	記載済	関係機関との連携については、3(5)関係機関との連携に記述されていますので、ここでは記述しません。
P11	第3-2-(2)-③	いじめを受けた場合に、担任にこだわらず、「誰にも、どの組織にも、伝え相談してほしい。仕返しを心配しなくても良いように徹底的に守る」とＰＲしてほしい。	記載済	各学校が、いじめ対策組織の存在を児童生徒及び保護者に周知し、いじめを受けた児童生徒を徹底して守ることを伝えるよう学校に指導を行ってまいります。
P15	第3-3-(3)-③	（３）いじめへの対処について ”事実確認は、いじめを受けた（疑いのある）児童生徒といじめを行った児童生徒のみならず周囲の児童生徒にも影響を及ぼし、事実確認によっていじめが悪化することを念頭に入れる”というように事実確認には配慮（慎重性）が不可欠だと思っております。	記載済	３(3)③いじめが起きた集団への働きかけ、ウ、エに集団に対する配慮等が記述されており、事実確認に対しても配慮がなされると考えます。

○その他の意見　34件

	該当箇所	意見	対応状況	市の考え方
P7	第2-2-(5)	記述については、よい。ＣＳとして、今後いじめ防止にに向けて、どのようにかかわっていくか、自分たちとしても考えていきたい。	その他	―
P7	第2-2-(7)	いじめを受けた児童生徒の心の傷は大きく、大人になっても変わるものではありません。一生背負わされるものと思います。いじめを受けた段階で、心の成長がその時点で止まってしまったり、また、歪んだものに変わってしまいます。この計画は、小学校と中学校の児童生徒などを対象とするものであることは理解しますが、義務教育終了後の対応や大人になってからのカウンセリングを受けられる体制をつくるなど、義務教育終了後も寄り添っていく体制の仕組みが必要ではないでしょうか。	その他	義務教育終了後も、いじめを受けた児童生徒の心に寄り添い支援できるように、関係機関との連携、相談窓口の開設などを行っています。
P8 P9	第2-2-(11) (12)	いじめによる自殺案件が顕在化し、具体的な防止策が早急に求められている。先般、地元中学校と小学校高学年生165名全員対象のアンケート集約結果発表と生徒・児童主体の「いじめ見逃しゼロスクール集会」に参加した。表面に出現した事案は、ごく氷山の一角だと思われるが、子どもたちの成長過程に沿った対応も大切だと思います。また、防止事案に関する「学校評価」や「教職員評価」については、その運用と指導や対応が適切になされることが大事だと考えます。	その他	今後も、子どもたちの成長過程に沿った指導や支援を行うように、また、適切に「学校評価」「教職員評価」を行うよう、教育委員会が各学校を指導・支援を行ってまいります。
P6-P9	第2-2	P6からの「教育委員会の施策」において、学校との連携指導の強化が述べられている。教育委員会のリーダーシップが学校にとって力強いバックアップとなり安心して対応できる力となる。より開かれた教育委員会からの指導と連携が求められる。	その他	いじめの防止等のために、教育委員会からの指導・支援、各関係機関との連携強化を推進してまいります。
P11	第3-2-(2)-③	いじめを受けても担任等に相談しないケースの中に、その後の仕返しが心配なケースがある事を広くＰＲしてほしい。	その他	各学校が、いじめ対策組織の存在を児童生徒及び保護者に周知し、いじめを受けた児童生徒を徹底して守ることを伝えるよう学校に指導を行ってまいります。
P12	第3-3-(1)	(1)いじめの防止 「考え、議論する」活動は、子どもたちの心に深く響く活動となることが期待できるという点でよい改正だと思う。	その他	―

	該当箇所	意見	対応状況	市の考え方
P12	第3-3-(1)	組織対応として、生徒会に”いじめゼロ委員会”を生徒主体で作っていただきたい。いじめの現場にアンテナを設けて、真実をいち早く吸い上げ対処すべきと考えます。	その他	生徒主体の「いじめゼロ委員会」を作るというアイデアは、今後の参考にさせていただきます。今後、各学校に参考例として紹介し、各学校の実態に応じて設置を検討します。
P12	第3-3-(2)	学校基本方針の策定上の留意事項について 新潟県教育委員会と新潟県立教育センターが作成した「学校いじめ対策チェックシート」（別紙）を上越版として策定することで、学校間の対応に差が無くなり実行性のある「学校いじめ防止基本方針」が策定できるのではないかと思っております。	その他	新潟県教育委員会と新潟県立教育センターが作成した「学校いじめ対策チェックシート」を各学校に配布し、今後の取組の参考にさせていただきます。
P12	第3-3-(2)	(2)いじめの早期発見 匿名のアンケート、迅速な対応、情報の記録が明記されたことを重く受け止め、全教職員で徹底したい。	その他	―
P13	第3-3-(2)	子どもを取り巻く環境の変化が複雑で多様化している中で、「いじめ撲滅」の要点は、いかに早期発見ができるか、①匿名による申告と完全保護、②繰り返しの校内研修＜全生徒と教員＞が重要だと考えます。	その他	各学校が適切に学校いじめ防止基本方針を運用するよう、教育委員会が各学校を指導・助言を徹底します。
P13	第3-3-(2)-②	いじめの定義はP1に示されているが、児童・生徒・保護者はこれをきちんと理解していない。自己のイメージで捉えているので、アンケートとして集約するのに正確性に欠ける。「あなたの学級には”いじめ”がありますか。」と問うのではなく、学年児童、保護者に応じた質問を上越市として統一したらどうでしょうか。アンケートのモデル版を教育委員会が示す。	その他	今後、アンケートのモデル版等を検討し、各学校へ示していきたいと考えています。
全体		教員が行うべき”指導”の具体例をより明確に記す必要がある。（P9右段下、P10左段(5)、P11左段③、右段⑤、(12)の②）等、全ページに渡って多数あります。この指導や支援の具体例がないと、教員間での指導の力量さが生じると思われる。	その他	詳しい指導や支援の具体例は、教育委員会が主催する研修会や校内研修等で教職員に指導してまいります。

	該当箇所	意見	対応状況	市の考え方
全体		改定に当たり、行政による相談機関の周知や学校への指導内容、学校における組織としての対応を具体的に明記された。市として、いじめ防止の取組を体系的組織的に厳しく規定した、組織間でのぶれのない対応をより積極的・効果的に進めるものと評価します。	その他	―
全体		将来的には、一条校以外の場（オールタナティブスクール等）で学んでいる子どもたちまで視野に含む基本方針＋αの方針等が策定されるとよいと感じました。	その他	現在、1条校以外の場は、上越市として指導・監督することはできませんが、上越市の児童生徒として対応できるよう、今後、検討してまいります。
全体		全体的に教育関係者の自己防衛	その他	改定の主旨は、子どもの健全発達のため、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解消のためであります。
全体		今回の改定では、例えば、P12からの「学校が実施すべき対策」の内容が具体的で詳細に記述してあり、児童生徒への対応の仕方がより明確になっている。各学校、個々の事例においては、それぞれの実態に応じた対応、指導を一層求めたい。	その他	各学校、個々の事例に応じて、確実に対応ができるよう、教育委員会が指導・支援を行ってまいります。
全体		全体として学校が実施すべき策やいじめの事案への対処策の記述が詳細になったことはとても良いと考えます。	その他	―
全体		国や県の改定の方針に即し、かつ、より具体的になり、取組内容が分かりやすいと思います。改定した内容については、各校においてすでに取り組んでいることがほとんどなので、混乱も生じないかと思います。方針を示していただきありがとうございました。	その他	―
全体		特にありません。より具体的な内容になっていると思います。学校の基本方針も参考にさせていただき、さらに見直しを図っていきたいと思います。	その他	―
全体		国や県の方針と照らし合わせた改定案であり、大変分かりやすかったです。資料の認知件数が多い理由や４，５の記述がしっかりあることもよいと思いました。	その他	―

	該当箇所	意見	対応状況	市の考え方
全体		ありがとうございます。HP等で、広く市民にも関心をもっていただくのは良いと思います。また、出来上がったものを市のHPに掲載するとともに、各校のHPにも掲載すると良いと思いました。内容については良いのではないかと思いました。	その他	－
全体		いじめ防止についてのしっかりとした指針が示されていてよいと思います。 これに基づいて自校の基本方針を見直し、いじめ防止・いじめ見逃しゼロに努めます。	その他	－
全体		国の基本方針の改定に合わせて市の方も改定し、各校でも見直しの動きをすることは大切なことである。資料P12の「第3いじめ防止等のための学校が実施すべき施策」の１　学校いじめ防止基本方針の下線部分は大いに賛成です。資料Ｐ１３の２（１）、（２）は具体化されており、分かりやすう表記です。資料P14の３（１）、（２）、（３）も特に下線部は同様のことが言えます。	その他	－
全体		いずれも重要な事項が追記されたと認識しています。内容に依存はありません。管理職として、記載内容を確実に現場で実践していくことへの覚悟を新たにしているところです。 行政としても、そのための支援、特に人的資源の充実・拡充にかにについて引き続き最大のご尽力をいただきますよう、お願い申し上げます。	その他	－
全体		４「主な改定のポイント」で、アンケート記入についての配慮事項、インターネット上でのいじめに関する項目の追加等、新たな問題点への対応が盛り込まれており、３年を目処とした改定としてふさわしいと思います。	その他	－
全体		「学校の働き方改革」が叫ばれているが、いじめ防止に関して各学校にどのような配慮がなされるのか。	その他	いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解消により、生徒指導上の時間的、心理的負担が軽減することにより、働き方改革に貢献できると考えます。
全体		改定案ありがとうございました。次年度に向けて、見直しと加筆をしていきます。学校いじめ防止基本方針の形式が市の方針として、統一するのかどうか知りたいです。	その他	学校いじめ防止基本方針は、各学校の実情に応じて策定されるものです。上越市として形式等を統一することはありません。

	該当箇所	意見	対応状況	市の考え方
全体		いじめ対応は、人が相手であるために、本当に大変な労力と綿密さが求められると思います。組織的な対応はもちろんですが、是非、専門的知識や経験を有する職員の配置を当該校にお願いしたいと思います。問題が起こってからでは取り返しがつきません。	その他	学校訪問スクールカウンセラーの巡回相談の実施など相談体制を整備しております。また、各学校には、実態に応じ加配教員等の専門的知識や経験を有する職員が配置されております。
全体		学校任せ、学校の負担を増やす方針であると感じた。教職員の負担が大きい現状にさらに負担をかぶせるものとなっている。子どもが安心して学校生活を送るためにはしかたないが、市や県は、教職員がゆとりをもって職務に当たることができるよう人的配置を保障しなければならない。	その他	今回の改定により、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解消が推進され、生徒指導上の時間的、心理的負担が軽減することが期待できると考えております。
全体		いじめの防止には、子どもの学校生活全般（登下校、下校後も含めて）を、教師がしっかりと把握し、早期に対応することが必要。そのために、学校生活の場面を具体的に洗い出し、行動を予期することが大切。このことからも「人」が必要。	その他	学校生活全般において、いじめの未然防止、早期発見、早期解決等ができるように、いじめに対する研修や個々の子どもに対するを情報交換等を学校が一丸となって行えるように指導・助言してまいります。
全体		マスコミの発表で、子どもへの生活アンケートは学校ではなく家庭に持ち帰って行う旨、拝見しました。当校でもそれに倣って対応していきたいと思います。教育委員会からは、いじめの起きにくい学校の環境づくりのため、特に人的支援の面から一層の取組をお願いします。	その他	―
全体		全体的なことについては、特に意見はありません。大変適切な改訂だと思います。要望です。いじめ早期発見のための匿名のアンケートですが、このアンケートでいじめの事実が発見されたとき、該当者を特定することが難しく、時間がかかる場合があります。効率的な手順等を指導いただきたい。	その他	匿名のアンケートは、いじめを受けた子がいじめの被害を訴えやすくするための方策の一つです。いじめを受けた、または、いじめを目撃した等の回答が合った場合は、学校いじめ対策組織により学校全体で対応し、いじめの早期発見、早期対応を行うことになります。なお、匿名のアンケートの効果的な活用方法については、研修会等で示してまいります。

	該当箇所	意見	対応状況	市の考え方
全体		学校が取り組むべきこと、いじめへの対処が非常に細かく書いてありわかりやすい。 教員評価の項目に入れることは、職員のいじめ見逃しゼロの意識を高めることになりとてもよい。 重要なことなので仕方ないが、非常に多くの量が書いてある。すぐに見直せるように、ダイジェスト版を作ってほしい。 上越市いじめ防止基本方針の改定に合わせて、各校の基本方針も改定していくことになる。是非、各校の基本方針についてご指導いただきたい。	その他	上越市いじめ防止基本方針を各学校の教職員が熟読し、その趣旨を理解し、各学校の学校いじめ防止基本方針に生かして、実践していただくことが重要だと考えています。研修会等で、改定の要点や重要な変更点を整理し、説明させていただきます。なお、改定された各学校の学校いじめ防止基本方針は、教育委員会で確認し、指導・助言してまいります。
全体		改定に当たっては、教育長、市教委関係者、小中校長、教諭、養護教諭、保護者（ＰＴＡ役員）等を交えた検討委員会を立ち上げ、検討したらどうでしょうか。	その他	教育委員会をはじめ、教員だけでなく、様々な関係機関の声を基に検討しております。